

# 平成31年度第1回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	平成31年4月10日(水)			
招集場所	日南町役場 議場			
開会時間	午前9時30分	閉会時間	午前11時50分	
出席委員	番号	氏名	番号	氏名
	1番	岩田正	6番	加藤幸児
	2番	天崎直幸	7番	浅田昭弥
	3番	内田章久	8番	奥迫静子
	4番	絹谷澄雄	9番	吉川保
	5番	大塚二美	10番	梅林操
出席推進委員	日野上	井下原卓	多里	糸田川啓
	山上	青戸勝美	石見	田邊智寛
	山上	坪倉昌	石見	丸山栄人
	阿毘縁	足立進也	福栄	福田英夫
	大宮	河村昇		
欠席した委員	福栄	福田英夫		
議事録署名委員	5番	大塚二美	6番	加藤幸児
出席した職員	事務局長	松本道博	主幹	石倉嘉寛

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報告事項	
報告第1号	農地法第18条第6項の合意解約通知の報告について
報告第2号	利用権設定に係る軽微な変更について(大菅地区)
報告第3号	基盤整備事業に係る一時利用地指定について(砥波地区)
5. 議 事	
議案第1号	農業振興地域整備計画の(重要)変更について
議案第2号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
議案第3号	農地中間管理事業の促進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案について
6. 協議事項	
協議事項1	平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について

協議事項 2		平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
7. そ の 他		
8. 閉 会		
開 会	議 長	定刻になったことを確認し、出席委員の人数を確認し、定足数に達しているとして、第 1 回日南町農業委員会を開会すると宣言した。
挨拶	議 長	今日はあいにくの雨となりましたが、桜前線もやっと日南町にやって参りました。ただ今紹介がありましたとおり、事務スタッフも入れ替わり新年度が始まりました。昨年 4 月より一年間県農業会議の常設委員として毎月、湯梨浜町や鳥取市へ会議に出席して参りました。日南町では基盤強化法による集積の累計や、担い手育成機構を通じた利用集積の集計表はできていますが、農地転用許可の状況は出来ていません。農地法第 4 条・5 条案件の累計表を是非作成し一目で累計面積が把握出来るようにして頂きたい。
議事録署名 委員選任	議 長	日南町農業委員会会議規則第 30 条の規定により、議長が指名するとし、5 番大塚委員、6 番加藤委員を指名した。
報告第 1 号	議 長	農地法第 18 条第 6 項の合意解約通知の報告についての説明を事務局お願いします。
	事 務 局 長	農地法第 18 条第 6 項の合意解約の件でございます。番号 1 番と 2 番、〇〇〇さんと〇〇〇〇さんですがこちらの方は〇〇〇〇さんとの合意解約です。理由としましては、後程審議頂きますが△△△の〇〇さんに集約するということです。3 番目ですが、△△の××××-××番地です。こちらですが賃貸人が日南町△△の〇〇〇〇さんです。賃借人が、国の農地で代理管理者が平井伸治鳥取県知事となっております。理由は耕作の意思がないということです。合計ですが 2 件とありますのを 3 件と訂正をお願いいたします。また、8 筆とありますのを 10 筆に訂正頂きたいを思います。3 件の合計の面積といたしましては 7,666 m <sup>2</sup> です。以上でございます。
	議 長	報告第 1 号についてご質問、ご意見がございますか。
報告第 2 号	議 長	報告第 2 号利用権設定に係る軽微な変更について、事務局お願いします。
	事 務 局 長	報告第 2 号利用権設定に係る軽微な変更について報告いたします。阿毘縁の大菅地区ですが、圃場整備の換地が平成 30 年度で終わりました、平成 31 年度に登記を付けるという段階に入ってきました。それに伴って仮地番であったものを本地番に、面積も確定測量したものに变更させていただくということです。 全体といたしましては土地の所有者は 8 名です。筆数は 15 筆。面積は変更前で 3,729 m <sup>2</sup> 、変更後の合計面積が 38,353 m <sup>2</sup> ということです。
	議 長	報告第 2 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。
報告第 3 号	議 長	報告第 3 号、基盤整備事業に係る一時利用地指定について、事務局お願いします。
	事 務	報告第 3 号、基盤整備事業に係る一時利用地指定について。こちら阿毘

	局長	<p>縁の砥波地区ですが平成30年度にほ場整備の面工事が終わりました。一時利用地指定となりました。今回耕作が可能になって仮地番で配分する予定ですが、前段として従前地と変更後の仮地番がこういう風になりました、面積も変わりましたという事を報告させていただくものです。従前の全体は33筆、89,131㎡ 仮地番の筆数ですが全体で30筆、面積は83,466㎡となっています。</p>
	議長	<p>報告第3号についてご質問、ご意見がございませうか。無いようですので報告事項を終わります。続いて議事に入りたいと思ひます。</p>
議案第1号	議長	<p>議案第1号農業振興地域整備計画の(重要)変更について事務局お願ひします。</p>
	事務局長	<p>議案第1号農業振興地域整備計画の(重要)変更についてです。3月の総会におきまして計画変更のご承認いただきまして、5か月の転用の延長を認めて頂いているところです。内容としては工事の発生土の処分場の進入路及び一部駐車場としての利用を考へているところです。別紙をご覧ください。場所は日南町△△×××-×、畑530㎡ほか2筆であわせまして2,227㎡の農用地除外の審議をお願いいたします。</p>
	議長	<p>本日は鳥取県建設技術センターから説明に来ていただいております。まず、農地法では一時転用は3年となっているわけですが、3年の期間が終了目前になって、期間延長の申請がされたのはいかがなものかと思ひています。延長せざるを得ないのが分かった時点で農業委員会の方に事前協議をかけていただきたかったという気持ちがあります。農業委員会を軽視されたのではないかとひ気持ちがあります。その辺も伺ってみたいと思ひております。</p>
	技術センター	<p>県の建設技術センターの〇〇と言ひます。今日はどうもお世話になります。お配りした事業計画ということで一時転用させていただいた27年度と今回30年度の計画変更の表をのせているのですが、27年度当初は残土の国交省の鍵掛峠のトンネルの工事から発生する残土を平成31年度から3年間で受け入れるという予定にしておりましたが、国交省の広島県側の用地交渉が難航しまして実際トンネルの工事にかかるのが大幅に遅れて今現在では32年末か33年度くらいに搬出するというふうに聞いております。33年度から35年度くらいまでの受け入れと言う形で事業計画が大幅に変更しております。うちの方としては29年度くらいには土の搬出が大幅に遅れるという事でその時点で申請した時の計画が大きく変わったわけですので、事前にその時に相談しなくてはひけないという事を疎かにしておりました、それは大変申し訳なく思ひております。一時転用は3年でもう一回延長が出来るものだという認識を持っておりまして、それで申請のほうざりぎり2月とか1月申請すれば次にもう一度一時転用が延長可能だというふうな認識不足がありまして、今回大変遅れたという所でございませう。</p>
	議長	<p>私どもが思ひておりますのが一時転用と言うのは3年の期間の内に現況</p>

		<p>復旧してもらおうのが一時転用でありまして、それが延長できるという認識は持っていないところであります。その後、地主の〇〇さんの方から農振除外の申請等がありまして、なんかすっきりしない面があるもので、今日、説明に来ていただいたというところでございます。引き続き説明事項があればお願いします。</p>
	<p>県土整備局</p>	<p>現状の説明をさせていただきたいと思います。資料の2枚目に今回の全体の計画図を載せています。既設の道路があるのですが、所々急な勾配があるとか、工事用車両が入っていくには少し狭いという事で、下の急勾配をより緩くするために借地をさせていただいて、道路の勾配を治していったという事です。もう一つ出入り口付近には管理人さんを常駐という事で小屋を仮設したり車両がタイヤに泥を付けて出ないように、車の泥落としとかを出入口付近に付けたり、仮設的に下の方に借地をしてそういったものを付けるといったことでこちらの方を一時的に借りさせていただきたいと考えておりました。</p> <p>次のページが出入口付近の詳細図です。今、新しく付け替えさせていただいたのが、図面の藍色の所の田んぼや畑をお借りして付けるようにしています。緑で塗ってある所が盛土を行って法面になる部分です。図面上の紫色の所、これが切土を行って、盛ったり切ったりしながら道路を付けています。既設の水路を黄土色で排水がなされているという所に対して、盛ったりするところで道路の排水等を考えて青色の所に仮の排水をつけています。その状況が右の方に1番という事で県道の方から工事前に撮った写真を付けています。それに対して2番目がだいたい同じような位置ですが盛土を行う前に田んぼの上にシートを敷いてその上から盛っていく。これは後々田んぼに戻すという事を考えながらシートを間に挟んで盛っていくというような状況です。3番目に今の工事の終わった直後の写真ですが既設の水路を残しながらお借りした田んぼの中に場内で出た排水をそちらの方に流すという事で水路をもう一つ新設している状況です。これにつきましては残土の受け入れが終わった暁にはこちらの出入口付近のお借りしている所については砂利を撤去して元の地権者の方に戻せるような状態にしながら工事を行っています。ざっとした説明ですけど以上です。</p>
	<p>議長</p>	<p>みなさんご質問、ご意見ありましたらどうぞ</p>
	<p>7番</p>	<p>この総会が始まる前に農地部会を開いておられますがその報告をして頂きたいと思います。</p>
	<p>9番</p>	<p>農地部会で協議しましたのは、今回、農振除外目的は転用手続きのためという事が想定されての農振除外と感じておるところでございますけども、転用の目的がどういう方向を考えておられるのか。今の説明ですとあくまでこれらの施設に関しては仮設であって、事業完了後は撤去して農地に戻すという説明でしたけれども、農振除外が出来た暁にその後出てくる転用手続きがどういう形でされるのかという事を一番に聞いたつもりです。あくまで本人が転用後また農地にするために4条転用されるのか若し</p>

		<p>くは恒久的な施設として残されるために所有者を変える 5 条転用がされるのかその辺の所が知りたかったのですが、このことに関しましては全く説明が出来てない所であります。この本会議の場でその辺をきちっと説明をいただいてから、この農振のことを考えていかないといけないのではというふうに考えているところです。以上です。</p>
	議長	<p>只今、農地部会から報告がありましたが、質問的な報告でしたので技術センターの方で今の件に対して説明がありましたらどうぞ。</p>
	技術センター	<p>平成 27 年度に一時転用を申請させていただいた時は地権者の方の意向は田んぼで返すという事で話をさせて頂いております。地権者の方も田んぼで返してほしいという事で当時は話をさせて頂いて、田んぼの表土をさわらないようにシートを敷いて工事が終われば撤去して耕作が出来るような形で進めておりました。今回、地権者の方に再度お話をさせていただいた時に実際はこのまま、仮設の進入路とかは撤去しての話ですけど、埋め立てたままの平場で返してもらってはという話をいただきまして、そういう地権者の意向もありましたので今回農振地域から外していただいて、これから恒久転用なりして今の平場のまま地権者の方にお返しをするという今はそういう考えを持っています。以上です。</p>
	議長	<p>只今そのような説明がありましたがそれに対して皆さんのご意見をいただきたいと思えます。</p>
	6 番	<p>当初の予定よりも用地交渉の関係で事業が遅れた。今回、農振除外をして取り組むと、それでこの事業計画表でいきますと、H36 年には終わりますと、終わった段階では 3 年前に協議をして頂きましたような形の一時転用で元戻しをすると、2 枚の田んぼを元通りにされるという事で間違いは無いですね。</p>
	技術センター	<p>当初は農地に返すという予定で説明させていただいておりましたが、今の段階で地権者の方が土を埋めたままの平場のままで返してくれと言うような話になりましたので、うちとしては 36 年度の事業が完了しましたら仮設道路の撤去して、平場のまま地権者にお返しすると今は考えております。</p>
	1 番	<p>当初と地権者の方は何故、考えが変わられたのですか。</p>
	技術センター	<p>うちの事業が長くなったという事もあるのですが、36 年度にお返しするときになれば年も取っているので田んぼとして出来るかどうかかわからないので今のままでという話を聞いております。</p>
	1 番	<p>道は残りますか。</p>
	技術センター	<p>撤去して昔からの道の方に繋いで田んぼの方のものはすべて撤去して平場とします。</p>
	4 番	<p>そこは農振を外した時点で農地から外すのですか。</p>
	技術センター	<p>農地から一回除外させていただいて。</p>
	4 番	<p>工事のために使われているあいだは農地でなくてもいいですけどそれ以</p>

		降に対しては、悪く考えればそれを上手く利用して農地から外して雑種地にして使いたいという意向が見えるような気がするのですが。
	技術センター	それはうちのほうがですか。
	4 番	今までもいろんな所で転用でしたのが地元の意向なのでその道をそのまま残すとか言うようなこちらの委員会としては手を出せないような状態で、転用をせざるを得ないような状況が多々あるのですが、今回もそういう形になるじゃないですかね。そんなことは委員会としては認めにくい所があるのですが。何かその後に平場にして地主さんが利用したいと目的があれば認めてもいいのではないかと思いますのですが。
	技術センター	地権者の方が平場で返してもらったという話までは聞いていますがその後、どういった使い方をするかとか目的もきいておりません。
	4 番	それでしたら農地から外さないという認識でいいですよ。工事の間は農地として扱わなくてもいいですけども、工事が終わったら平場だろうがその土地は農地として扱う、農業するかしないかは地主さんから届出を出してするのがいいのですか。
	議長	今の説明によりますと仮設は取るけれども農地として残るという認識で良いかと。
	6 番	先程の4番委員さんが言われる通りだと思います。3年前には仮設道路を作って、残土を入れて元戻しするという事で、たまたま広島の地権者の方との交渉が上手くいなくてずれました、ずれたために今回は田んぼの地主さんが考えを変えられた。当初のまま搬入をされて3年前と同じように田んぼに元戻しをされたらいいです。
	技術センター	今日の話在地権者の方にして。
	6 番	広島の地主さんが難しくなって3年ずれた、ずれたら今度は道路だけとって返します。それは、3年前に言われたことと今回言われたことは全くちがうことでしょう。そうすると先程4番委員さんが言われたような事が発生しますよ。この辺をもう一度整理して説明をしてください。
	技術センター	事業期間中、受け入れする間は現状のままさせていただきます、終わった段階では田んぼとして地権者の方にお返しするという形で事業を進めたいと思います。
	議長	水田なら水田に戻して返していただかないと当初は現況に復旧するという条件で許可をしております。農地として返すという事ですが、その他意見はありませんか。一時転用は3年で許可しております、只今の説明を聞くと計画がH36年まで期間延長ということになっておりますが、一時転用がそこまで伸ばせるかどうかということがその辺は事務局どうでしょうか。
	事務局長	一時転用は3年間と聞いております。今回は農用地から除外させていただきますその後転用の申請をいただく形になろうかと思います。

	議 長	今、一時転用5ヶ月延長の申請が出ていて、それは許可したので、その5ヶ月の間に転用ですか。
	事 務 局 長	一時転用の延長は出来ないということで、今回農用地から外す申請を提出していただいていると思っています。
	3 番	一度農地転用してしまったら、再度、地権者から届出がないとこちらから勝手に元に戻すことは出来ないでしょう。
	事 務 局 長	農業委員会が現況確認することにはなっておりますので、農地として復元になった時には確認ができると思っています。
	2 番	今の説明ですと、一回農地転用をしないとイケないということは、もう、農地転用をしてしまうのですよね。そうすると6年先には別に農地に戻さなくても良いという事になるのですか。
	事 務 局 長	農地に戻さないといけないということはありませんけれども、ご本人さんのご希望ですとか、技術センターさんの方が復元というかたちで処理をされれば、また農地として耕作可能であれば現況主義で農地として扱っていくという形になろうかと思っています。
	7 番	この度は、工事の関係で農用地から除外するとおっしゃられていますので条件付きで工事が完了したら、農地に返しますよというような条件をつけて、工事が終わった時点で地権者さんに転用したい希望があって、それを農業委員会が認めたらそのまま転用ができるというような条件を付けて許可することは出来ないものでしょうか。
	4 番	農業委員会としては一時転用を伸ばしていただいて工事が終わった時点で約束どおり農地として返すという形をとっていただければいいじゃないかと思うのですが。
	議 長	農地部会で懸念したのは6番委員さんからも意見がありましたが、今回地主の〇〇さんの方から農振除外の申請が出ておまして、目的変更されたらという懸念を持ったわけです。が、先程、技術センターの方から農地に戻すという言葉いただきましたのでそれを信じるということです。あとの協議はセンターに退席いただいてからしたいと思います。
	議 長	それではセンターさん、ありがとうございました。
		鳥取県技術センター退場
	9 番	トンネル工事のための残土進入の施設を造らなければいけないという事が目に見えていますので、どういう形であれ転用申請はこの後出てくると感じてはおりますが、今回農振区域からの除外は、今日を持って転用を認めたという事ではないという風に思っています。ですから、転用許可のやり方、一時転用の延長が可能なのか、農地に復旧する事の条件を付けての転用を許可することが出来るのか、その辺のテクニクなり技術的な内容を転用の本申請が出るまでにきちっと勉強、協議して、我々がある程度方向性を持った上で、とりあえず農振区域からの除外というのは認めても良いのではないかと思いますがいかがでしょうか。

	5 番	私が感じたのは、農業委員会というのは農地を守らなければいけないという立場から発足されていると思うのですが、国の工事があるから、止まってしまうからと言って、農地を無くして転用する、農地から除外することが認められても良いのでしょうか。疑問に思う所があります。
	議 長	現在、一時転用という形で許可していますから、それを利用して工事を進めかけておりましたが、それが頓挫して延長時間という事ですので。
	5 番	更に延長で現地復旧して農地に戻して頂くのならいいかなど。
	議 長	手続きは別途して頂くという事になると思いますが。先程9番委員さんの意見がありましたがその意見で農用地からの除外を認めたいと思いますがいかがでしょうか。
	3 番	延長が出来るのであれば、農用地区域からの除外をする必要がないのではないかと。農用地から除外する必要は全くないのではないかと。
	議 長	一時転用する為の農用地除外の申請という事ですので5か月間期間延長してくださいという事でそれは認めています。5ヶ月の間に、新しい転用書類が出てくると思います。
	3 番	以前の3年の申請は切れているということですね。
	議 長	切れたので、5ヶ月の間に新しい申請が出てくると思うので、それをまた審議していただくという事になると思います。
	6 番	センターの方でトンネルの残土を搬入した後については3年前と同じように農地を元戻しするという説明であったと思うし、それをみなさんも納得をされたしお互いに了解をされたと思っています。その方向に従ってあと4か月、来月、若しくは再来月の委員会までに事務局の方で今の流れになるように落ち着く手続きの仕方、一時転用が出来ないということであれば、他のやり方でもやむを得ないとは思いますが、基本的には3年前と同じように農地を、農地として元戻しをしますという事になるような形の処理をするにはどうしたらいいかというようなことをもう一度研究をして頂いて再度出して頂ければという風に思いますがいかがでしょうか。
	事 務 局 長	調査、研究をいたしまして、改めて事前に農地部会等を開かせていただいて、方向性をご検討いただければと思っています。よろしく願いいたします。
	議 長	今回の議案第1号は再度、新たな申請が出てくるのを待つ認めるという事でよろしいでしょうか。
		全員異議の無いことを確認した。
議案第2号	議 長	議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、事務局お願いします。
	事 務 局 長	議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について、町長から諮問がありましたので、審議を求めるものでございます。1番から6番が新規です。阿毘縁の大昔地区の圃場整備の換地が終わりかけています、それに伴って農地で無かった従前地が換地によって田んぼに

	<p>なり、畑になったという所もあります。そういった案件を6案までは大菅の圃場整備に係る地番ですので改めて機構の方に一旦預けてまた、配分させていただくものです。1番ですが、日南町△△△××××-×、田です。面積600㎡、利用権を設定するものが△△△の〇〇〇〇さん、受けるものが機構です。期間ですが8年8か月です。期間につきましては6番まで同じですので今後は省きます。2番ですが日南町△△△の××××番地、畑、290㎡です。設定するものが〇〇〇〇さん、受けるものが機構です。地目が田んぼとか、畑になっております。3番が日南町△△△××××番地、畑、面積1,517㎡です。もう1筆、日南町△△△××××番地、田、面積1,841㎡です。設定するものは〇〇〇〇さん、受けるものが機構で使用貸借です。4番日南町△△△××××番地、田、面積3,202㎡、設定するものが米子市の〇〇〇〇さん、受けるのは機構、使用貸借です。5番日南町△△△××××番地、田、面積2,154㎡、設定するものが〇〇〇〇さん、受けるものが機構で使用貸借です。6番、日南町△△△××××番地、田1,940㎡、その他田が1筆、畑が4筆あります。合わせて計6筆、面積が5,065㎡、です。設定するものが〇〇〇〇さん受けるものが〇〇〇〇さんで相対契約となっております。賃借料ですが、水張面積10a当たり6,000円です。畑は使用貸借ということです。7番から10番までは継続という事ですのでご覧ください。9番目につきましては期間の終わりがH37年の6月9日で〇〇〇〇さんが法人のかわかみに配分している案件ですが他の田が6月9日となっておりますして他の筆と合わせたという事です。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。ご意見、ご質問ありませんか。</p>
<p>6 番</p>	<p>圃場整備の関係で新規で農地介在原野が無くなって畑になったという説明があったのですが、そうですか。以前は圃場整備については、田差60cm以上のものについては農地介在原野として、原野として登記してあったと思います。それは何故かという、課税上の問題でそうになっていて、現在に至っている。それが畑になったということは、課税上の問題が現況主義で畑ではない非課税部分になるのか、それとも畑で課税されるのか。もしそういう事があるということであれば、もう少し、関係部局の方と調整をして頂きたいと思います。そこら辺の説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>昨年、土連から聞いておりますのが、今後の圃場整備は今までのような形で田と原野が引付いた所の筆を別々に分けないと聞いていました。その理由の一つは、原野だけを売買をして田んぼの耕作に支障が出る場合があるなどの案件があって、原野では登記しない。大きいケタでも、一体的な田んぼとして登記をするというような話を聞いておりましたけれども、今回、換地計画書が出来て、見た時、そのような形ではなく畑になっているという事をお聞きしたような所です。3条のような売買の時ですとか、農業委員会の方に全部畑だったら、許可がいる案件が出てくる形での畑と言う形で原野部分を登記したのかなと、これは私の推測です。はっきり確認して報告したいと思います。先程の案件でも一件ありましたが、1,500㎡くら</p>

		<p>いの畑があったのですが平地の部分がけっこう大きい所もありますので、以前の原野部分につきましては課税課の方と協議しながら現場を見ていただきながら課税の方は判断していただくような形で協議していきたいと思っています。</p> <p>地籍調査で以前畑だった所を原野になっているので非農地にされたと、その時に地区に取り組んだ時に田んぼに振り替えることができなかったので、大きな畑についてはそういった部分が畑として登記になったという事を聞いています。</p>
	9 番	<p>農地売買の間違い等で原野だけが売られるというような説明があった訳ですが、現実には農地介在原野として農地法に関わる農地であったはずですので、農業委員会を無視して売買登記が出来たかというのは、疑問な点が一つあります。もう一つ、畑で登記された場合、我々が農地を管理していくうえで田んぼであり、畑であり、作物が作ってあるという前提の管理をしていかないといけないということですが、作物の作れない畦畔、法面が畑となった場合、本来の畑と畦畔部分の畑と台帳上でどのように見分けをして管理していくようになるのでしょうか。それこそ問題が発生すると思いますが。</p>
	事務局 長	<p>まず農地介在原野につきまして、日南町の農業委員会と県の振興センターが協議した結果、農地介在原野を農地として扱うという経緯になっていると思います。管理の仕方につきましては私が考えておりますのが、電算で台帳を管理しておりますので、畑（農地介在原野）そういう形の新しい項目をつくって、電算上分けることは出来ないのかと考えている所です。</p>
	9 番	<p>先程の件ですが、畑になったら、従来の畑は本当の畑で原野が残っていますが、紛らわしいですよ。上から降りたことをそのまま聞くのでは無く、これはおかしいのではないかと、上にあげてもらったらと思うのですが。私の希望としましては前と同じ農地介在原野でいていただきたらと思います。</p>
	議長	<p>私も昨年でしたか、江府町で現地調査の会がありまして、その時に江府町と、日野町もそうだった気がしますが、畦畔を、日南町は農地介在原野として統一してあったのですが、よそは違う地目で表示してあって、おかしいなと思って、説明された事がありました。なるべく統一性をもった方式にして頂くように上にあげて頂いたらと思います。という事でよろしいでしょうか。他にありませんか。それでは議案第2号に賛成の方の挙手を。</p>
	6 番	<p>結論が出ていません。</p>
	事務局 長	<p>ただ、登記の方はこれにつきましては、現況地目をわかるような形では管理していきたいと思っています。</p>
	9 番	<p>法律が変わって農地介在原野という言葉が使えなくなって、やむなく畑という事を使わざるを得んという状況であれば諦めますけれども、ただ換地登記上の問題で単純に畑という言葉を使うという事であれば、これは絶対拒否すべきであると思います。せっかく日南町では鳥取県内でも、特例的</p>

		に農地の高低差が大きくて一体的な田という一つの登記だけでは課税の不公平感があるという事で、大きな畦畔に関してはしては農介原という課税上安く済む、管理のわかりやすい農地介在原野という言葉を使って登記が出来るようにしてもらって、今まで管理してきました。鳥取県内では日南町だけだったと思います。大きな畦畔を原野として登記するのは、よその地域では田んぼ一筆に含めて全部田という登記を付けられているのが大半だったと思います。日南町の今のものを後退させるようなことがあってはならないと思いますが。
	6 番	補足です。先程私は 60 cmと言いましたが、中山間地域における基盤整備についてはどうしても勾配が急なところは 1m以上の畦畔が出てくるものが多々あります。そういったことを救済するのが農地介在原野で行こうという事でそれが日南町バージョンでずっと来ておりました。今回、阿毘縁であって、また次には白谷があり、大宮がありあと後発の地区もあると思います。今までやってきた事をさらっと変えて畑に変えて、幽霊畑にしているのかということになれば、これは問題があると思いますので、よろしくお願いいたします。
	事務局 局長	私も 2 月に換地計画書を見て初めて知りまして、要望はしていきたいと思えます。
	議長	どういたしましょうか。結論は出ないわけです。保留にしますか。
	6 番	日南町バージョンにした換地計画書が出てくればこれは問題ないと思います。しかしそれをいち換地士さんの意向でと聞きますと結論はちょっと無理かなと思います。そうした時には農政なり農地の部会もありますので、変更するという事なら、まずそこで審議をしていただいた結果を報告していただいて、委員会にかけていただきたいと思います。
	議長	統一性がなくなるわけですし、これに対する意見が統一されたなら、認めるという事で保留にしているかがでしょうか。保留にすると何か問題が発生しますか。
	事務局 局長	出来ましたら、7 番から 10 番までは審議して頂けたらと思います。
	議長	7 番から 10 番は介在原野であるわけでしょ。それに合わせられないのなら、認めない方がいいのでは。
	9 番	この利用集積計画を 7 番から 10 番までの 4 件のみの計画に差し替えたもので 4 月の委員会は承認をすると、1 番から 6 番に関しては議案から外して頂くという事でお願いしたいと思います。
	議長	そういう意見がありますがいかがでしょうか。それでは議案 7 番から 10 番までは認めるということでもよろしいでしょうか。挙手をお願いします。
		(全員挙手) 全員異議の無いことを確認して議案第 2 号は承認された。
議案第 3 号	議長	議案第 3 号農地中山間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案について事務局お願いします。

	事務局 局長	議案第 3 号農地中山間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案についてであります。先程、2号についてもいろいろとご意見を頂戴いたしました。配分計画につきましても 1 番から 9 番までは今回は議案から削除をお願いしたいと思います。10 番ですが、権利の設定を受けるものが日南町△△△の〇〇〇〇さんです。内容としましては田と原野を配分させていただくという事です。期間は 7 年 9 か月です。水張反当の賃借料なのですが、反当 4,000 円です。支払方法は担い手機構の口座に振り込みます。合計面積ですが 8 件で 7,422 ㎡です。続きまして 11 番です。設定を受けるものが△△の農業組合法人〇〇〇〇です。〇〇〇〇さんの田ですけれども、日南町△△××××番地、田、1 筆で面積は 1,106 ㎡、期間が 6 年間です。水張反当は 6,000 円です。次に 12 番です。日南町△△××××、〇〇〇〇〇〇です。場所は△△××××番地、1 筆、面積 2,845 ㎡です。期間ですが 19 年 9 か月です。賃借料は水張反当 7,500 円となっております。
	議長	ご質問、ご意見がありましたら、無いようですので説明のありましたように 10 番から 12 番までの賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議の無いことを確認して、議案第 3 号は承認された。
協議事項 1	議長	協議事項に入ります。30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について事務局をお願いします。
	事務局 局長	30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、これに合わせまして 31 年度の目標その達成に向けた活動計画(案)についてですが、これにつきましては 3 月の総会で概略については説明させていただきました。この時に次回の総会で皆様のご意見をお伺いしたいとしておりましたので、ご意見いただきましたらと思います。
協議事項 1 協議事項 2	議長	説明がおわりました。ご意見がありましたら。
	議長	平成 30 年度の点検・評価はこれでよろしいでしょうか。
	議長	協議事項 2、平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について。事務局をお願いします。
	局長	こちらの方につきましても、3 月の総会の方で概略につきましては説明をさせていただきました。ご指摘がありましたら、お願いいたします。
協議事項 2 その他	議長	説明が終わりました。ご意見がありましたら。
	事務局 局長	次回総会は、令和元年 5 月 9 日(木)午前 9 時 00 分から開会予定です。5 月中旬には、新しい体制での農業委員さん推進委員さんとの総会を開催させていただきたいと思っておりますので、ご予定の方お願いいたします。
	議長	我々の任期は 5 月 18 日です。農業委員は町長から任命書をお願いしますし、推進委員は農業委員会からの任命書をお渡しすることになります。その他、席順とかいろいろ協議することがありますので、町長の日程もありますので、事務局から連絡、通知します。
	議長	今日は大変時間がかかりましたけれども平成 31 年度第 1 回農業委員会は

		これを持って閉会いたします。
閉会		

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

平成31年4月10日

日南町農業委員会 会長

日南町農業委員会 委員

日南町農業委員会 委員